

「会津はひとつ」デザイン使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県会津地方振興局（以下「当地方振興局」という。）が、作成した「会津はひとつ」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の基準等を定めるものである。

(定義)

第2 デザインとは、以下の画像をいう。



(デザインの主旨)

第3 このデザインは、会津地域の皆さん、事業者の皆さん、会津に思いを寄せる多くの皆さん、そして行政が広域に連携し、文字通り一丸となってひとつになることへの願いを託し、地域住民の皆さんが、豊かさと幸せを実感しながら、人生100年時代を自分らしく「誇り」を持って生きていけるよう取り組んでいくというメッセージを込めて作成したものである。

(使用の基準等)

第4 デザインは、第3に掲げる主旨に沿った取組を行う場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めず、第7に規定する届出は受理しない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 会津地域のイメージ又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) デザインのみを使用して製品化し営利目的で販売する場合
(例：ステッカー、シール等を作成し、営利のみを目的に販売する行為など)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島県会津地方振興局長（以下「当地方振興局長」という。）が不相当であると認めた場合

(使用できる者の範囲)

第5 デザインを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 会津地域17市町村
- (2) 原則として会津地域に本店、支店、営業所等を有する者
- (3) 会津地域に所在し、地域の振興や活性化に取り組む又は取り組もうとする者
- (4) その他、主旨に合致する取組により会津地域を応援しようとする者であって当地方振興局長が認める者

(データの提供)

第6 デザインデータの受け渡しについては、デザインの使用を希望する者が当地方振興局企画商工部へ連絡のうえ、電子メール等により行うものとする。

(使用の届出)

第7 デザインを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書(第1号様式)を当地方振興局長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書(第2号様式)を当地方振興局長に提出しなくてはならない。

3 当該届出によるデザインの使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用の条件)

第8 デザインの使用については、当地方振興局が提供するデザインのデータを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザインの変更は認めない。

なお、別に定める『会津はひとつ』デザイン使用ガイドライン」を遵守すること。

(使用の改善・取消)

第9 当地方振興局が、デザインについて、上記第4の基準及び第8の条件を逸脱する使用を発見したときは、当地方振興局長は使用者に改善を求めることができるものとする。使用者が改善の要求に応じない場合は、当地方振興局長は使用の取消を指示することができるものとする。

(使用料)

第10 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

第11 デザインは、当地方振興局がデザイン使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

附 則

この使用基準は、令和4年12月17日から施行する。